

郡山市上下水道局公有財産使用許可及び貸付規程事務要領

平成18年3月22日制定  
平成27年1月26日一部改正  
平成29年4月1日一部改正  
[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市上下水道局公有財産の使用許可及び貸付について、郡山市上下水道局公有財産使用許可及び貸付規程（平成18年郡山市水道局規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(標準処理期間)

第2条 許可をするに当たっては、申請があつてから、30日以内に行なうように努めなければならない。

(許可の期間の特例)

第3条 許可の期間の特例として、規程第2条第2項に規定する以外に、電気事業、電気通信事業その他の公共事業の用に供するもの及び上下水道事業管理者が特にその必要があると認めるものについては、その期間を3年まで延長することができる。

(光熱水費等)

第4条 この要領において、「光熱水費等」とは、次に掲げる費用をいう。

- (1) 電気料金
- (2) ガス料金
- (3) 水道料金（下水道料金を含む。）
- (4) 施設維持管理費

(光熱水費等の負担)

第5条 行政財産の使用許可を受けたものは、使用の形態、使用面積に応じ光熱水費等を負担しなければならない。

(光熱水費等の算定)

第6条 光熱水費等の算定方法は、次により得た金額とする。

(1) 電気

ア 子メーターがある場合の実費徴収額（月額）

$(\text{直近1年間電気使用料} \div \text{直近1年間電気使用量kw}) \times \text{当該月の電気使用量kw}$

イ 子メーターがない場合

(ア) 消費電力が変わらない機器（PHS基地局等）の実費徴収額（年額）

$(\text{直近1年間電気使用料} \div \text{直近1年間電気使用量kw}) \times \text{定格消費電力kw}$   
 $\times 24\text{時間} (\text{稼働時間} / \text{日}) \times \text{稼働日数}$

(イ) 消費電力に変動がある機器（自動販売機等）の実費徴収額（年額）

$(\text{直近1年間電気使用料} \div \text{直近1年間電気使用量kw}) \times \text{最大消費電力kw}$   
 $\times \text{稼働時間} (\text{注}) \times \text{稼働日数}$

(注) 稼働時間： 設置機器の稼働率が不明なものについては、算定の煩雑さを避けるため、14.4時間 [=稼働率60% (14.4時間 = 24時間 ×

60/100) ] で計算するものとする。

これは、許可申請者が電気器具を使用するに当たっては、原則として申請者自身がメーターを設置すべきものであるため、メーター設置に誘導する意味からも、消費電力が変動する機器の稼働率を60%とするものである。

(2) 水道・ガス

ア 子メーターがある場合の実費徴収額（月額）

当該月の使用量料金（注1） × 当該月の使用量

イ 子メーターがない場合

（ア）原則的な実費徴収額（年額）

（直近年間総使用料 ÷ 延床面積） × 使用許可面積

（イ）上記によることが著しく公平を欠くときの実費徴収額（年額）

（直近年間総使用料 ÷ 推定施設平均利用人数） × 使用団体常勤職員数（注2）

（注1） 当該月の使用量料金： 1月の使用量に応じて累進する料金となる料金体系のものについては、市の料金が該当した最高累進料金とする。

（注2） 使用団体常勤職員数： 季節的に雇用する臨時職員は除くが、年間雇用の臨時職員及び常勤・非常勤嘱託職員は含むものとする。

(3) 施設維持管理費

ア 原則として、(2) -イ- (ア) の計算式による。

イ 上記によることが著しく公平を欠くときは、(2) -イ- (イ) の計算式による。

2 光熱費等の負担額の算定に当たり、年額で徴収するものについては、使用料金（単価）の基準日を4月1日とし、基準日の使用料金で1年分の額を算定するものとする。

附 則

この要領は、平成18年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。